

## 令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務 仕様書

### 1 事業名

令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務

### 2 適用範囲

本仕様書は、県が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託事業者が履行しなければならない事項を定めたものである。

### 3 業務目的

本事業は、県民の歯科疾患予防等、歯・口腔の健康を維持向上させる観点から、地域における8020（ハチマル・ニイマル）運動の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、歯科口腔保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 母子歯科保健従事者研修事業

市町村の母子保健担当者を対象に、妊婦をはじめ母子歯科保健に関する歯科口腔保健施策の充実を図ることを目的として規模40人程度の研修会を1回開催する。講師は歯科専門職種その他、管理栄養士等歯科以外の専門職も加え、研修テーマは妊婦特有の歯科口腔保健の課題のほか、乳幼児期における口腔機能の獲得や食育について取り扱う。

#### (2) 学校歯科保健担当者研修事業

小・中学校等の養護教諭を対象に、県内市町村の学校歯科保健の内容充実を図ることを目的として規模40人程度の研修会を1回開催する。研修テーマは学校歯科健診の検診票のデータ整理・活用方法、学校歯科保健活動としての集団フッ化物応用、歯と口腔の働きによる「食べ方」といった食育の観点から設定する。

#### (3) 障害児歯科相談事業

県内特別支援学校に通学する児童生徒の保護者を対象に、障害者歯科治療の現状に関する講演を行うとともに、希望する保護者に対して児童生徒の歯科保健医療に関する個別相談を実施する。2校を対象として2回開催する。個別相談の内容については、終了後系統的に分類・整理して報告する。

#### (4) 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業

県内の要介護高齢者あるいは障害者の入所施設において、利用者の歯科口腔保健の推進を図るため、職員の口腔の管理の知識や技術の習得の充実を目的とした研修を県内の希望する施設で実施する。14施設で実施する。施設における歯科健診に関する情報も併せて収集する。

## 5 業務の実施場所

県内

## 6 実施体制表の提出

受託事業者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

## 7 統括責任者の選任

受託事業者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

## 8 定例会議への出席

- (1) 県と受託事業者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、年に1回以上県が招集する。
- (3) 統括責任者は、定例会議に必ず出席すること。
- (4) 定例会議を開催した場合は、受託事業者において議事録を作成すること。
- (5) 県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

## 9 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 10 経理処理

経理処理に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 当該業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (2) 経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国又は県の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

## 11 実績報告

令和6年度に実施した事業に係る取組の経過や成果等を記載した実績報告書、支出関係書類、成果物を事業完了後、遅滞なく提出すること。

## 12 経費負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託事業者の負担とする。

## 13 その他留意事項

- (1) 業務の遂行について、県の求めにより、随時報告をすること。

- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。  
なお、「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に関しては別紙の  
とおり定めるので遵守すること。
- (3) 受託事業者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の遂行上知り  
得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。また、契約終了後にお  
いても同様とする。
- (4) その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、  
綿密な協議の上、県において決定する。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出をおこなうこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別添

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。